慣習と 『近代』」研究会についての一報告

田 恵 美

子

松

Ξ 結び

始めに

始めに

各研究報告の整理

二〇一三年と二〇一四年の二年間、名城大学アジア研究センター・谷口プロジェクトの一環として、「慣習と

年六月二八日)。この三度の研究会での研究執告は以下である。曾文亮「日本統治期台湾人の家族の旧慣 宗法の 家から多重構造的戸主の家へ)、上地一郎「明治期沖縄の村落慣習法と土地制度」、王泰升「慣習と近代法 『近代』 研究会が名城大学にて三度に亙り開催された (二〇一三年一二月七日、二〇一四年一月二七日、二〇一四

「近代国家法と台湾原住民の旧慣」(黄源盛氏急病のため、松田が急遽報告原稿の内容紹介を行なった)。 における慣習の国家法化を例として 松原健太郎「土地保有諸慣行と国家統合 香港新界を一 例に ㄴ、 黃 (源盛

る。それゆえ以下で述べることは、各報告の極一部を筆者自身の研究テーマとの関係で抽出したものと捉えていた ある。但し各報告は様々な論点を含んでおり、それらすべてをここで挙げることは、紙幅の関係もあり不可能であ 今後の研究への足掛かりとしたい。その意味でここで「慣習と『近代』 研究会についての一報告を行なうもので いずれも興味深い報告であり、得られた知見も多かった。そこでこれらの報告について全体的なまとめを行ない、

的土地所有権を巡る論争)を挙げた。近年は土地所有に関する理論の構築は更なる展開をみせる。 その当時の実態や人々の意識が分析の対象とされたともいえる。 だきたい に関して、 日本の実態を踏まえたうえで、それに適応し得る法理論を構築するための論争が繰り広げられたこと (例えば近代 所有を目的とする借地はなお存続したことから、法社会学、民法学の分野において、近代法概念に基づきながらも、 地耕作者が所有権者である形態 (商品としての土地を個人が所有するとの意味でもある) に転換された。 たが、明治期の西欧近代法概念導入以降、土地が商品化へと向かい、その過程で様々な紛争が生じていたために、 治より以前、土地は単にものを生み出す存在であり、人々の意識はそこから得られる収穫物の分配に向けられてい られる人々の意識が分析されていること (例えば、小作、建物所有を目的とする借地、入会) を挙げた。 性を探った。この際、日本の近代法制史研究においては、明治以前から続く土地慣習の実態が追究され、そこに見 筆者はかつて「台湾法制史と土地法研究」と題する論稿を公にした (法制史学会年報 これまでの商品としての土地の所有者の存在を前提に、 以下「前稿」と称す)。その中で日本における土地法研究の研究成果に基づき、台湾法制史の展開可能 戦後は、地主と小作人の関係はほぼ解消され、 誰の如何なる権利を保護すべきかを問題にして 『法制史研究』 例えば土地所有 六一号 これは明 ただ建物

3城 '15) 65 - 1·2 - 487

究の展開可能性の一つがあると言えるのではないかとした。 的研究が幅広い射程をもち、また法制史学、法社会学、民法学の結節点と捉えうることから、ここに台湾法制史研 面でも、時間面でも非常に広い射程をもつことがわかる。そしてこの点については、台湾でもやはり土地法の歴史 ている慣習である入会が取り上げられていることも挙げた。これらの点から日本では土地法の歴史的研究が、 いたことに加え、 土地の有効利用という観点が現われ、この観点に関わるコモンズ論との関係で、 戦後なお存続し 領域

以上を前置きとして、次章で前掲の一連の研究報告をまとめることで、台湾においてもまた日本におい 「慣習」の分析が、新たな研究動向との関係で登場していることを一つの得られた結論として示したい。 ても、 近

各研究報告の整理

ている。((上)・(下) の形で各々『名城法学』六四 三、六四 に関わる慣習と家族に関わる慣習がみられる。しかし「前稿」との関係でここで触れるものは大部分が土地に関す まず台湾についてであるが、王泰升氏の報告がその後「台湾社会の慣習の国家法化について」としてまとめられ 今回の一連の研究執告では慣習について論じられるわけだが、それらを大きく分けるなら、 土地 (或いは不動

ただ台湾は時間面で固有の複雑さをもつ。つまり三つの類型が各々日本統治下、国民党政権移転の後、 づいてその内容を紹介する 九九〇年代以降の民主化の時代の中でそれぞれの特徴をもって現われる。この点を念頭に置かねばならないのであ 王泰升氏は台湾において慣習がどのような形で国家法に取り入れられるかにつき検討し、三つの類型を挙げる。 四に掲載、 いずれも二〇一五年)ので、それに基 さらには 65 - 1 • 2 - 486

わけではない。

この類型の時代毎の変遷は以下となる。

る (詳しくは王論文三 一)。

ಕ್ಕ

王泰升氏によれば三類型の一つ目は、立法機関が社会の慣習の内容を法律に取り込み制定する「慣習立法」 。この場合は慣習は実質として条文中に取り込まれるわけであるから、条文上に「慣習」という言葉が現われる であ

きるものについては、その施行を認めなかったので、民商事事項については慣習立法を採ることはなかったのであ 九〇四年に設けた警察機関の犯罪即決と地方政府の民事争訟調停等制度である (詳しくは王論文二 三)。しかし に取り入れた。 方で台湾の民商事事項の慣習と、近代型民商法を結合するものであり、「一九一四年の台湾民法草案」と総称 日本統治時代は植民地統治の必要からそれまで台湾に存在した保甲、笞刑、犯罪即決、民事紛争調停等を立法中 つまり、一八九八年制定の保甲条例、一九〇四年制定・一九二一年廃止の罰金及び笞刑處分例、

では (二〇〇〇年五月五日施行)、台湾の司法実務や社会に見られた「合會」が債編の「各種の債」の一つとされ 最高限度額の抵当権制度を民法に入れた (第八八一条の一から一七)。 た (第七○九条の一から九)。また二○○七年の担保物権についての改正の時には、 にも施行されたため、当然ながらその中に台湾の慣習が取り込まれることはなかった (詳しくは王論文四 ところが一九九〇年代の民主化の過程で、慣習立法が復活する。例えば一九九九年の中華民国民法債編の大改正 九四五年の第二次世界大戦終結後、国民党政権が台湾を統治するようになると、中華民国法制が全面的に台湾 台湾の金融業で使われていた (<u>-</u>)

二月一二日公布、二〇〇八年七月一日施行)。 民法以外でも、 伝統的な慣習である祭祀公業について定める「祭祀公業條例」 が制定されている (二〇〇七年)

この他最近の台湾の立法では慣習を重視する傾向が見られ、

例えば二〇〇九年に民法の物権編が改正された時に、

(名城 '15) 65 - 1 - 2 - 485 兀

り物権の創設は慣習に基づくことも可能となった (以上詳しくは王論文五 民法第七五七条は 「物権は法律或いは慣習による以外は、 創設することはできない。」とされ、 これまでとは異な

第二の類型は、司法或いは行政機関が法律に基づいて、社会の慣習を「慣習法」と認めるものである。 この場合

法条文上は「旧慣による」や「慣習による」との表現がなされる。

||三年||月||日以降) は、 は 公業事項は、勅令によって「慣習による」とされた (詳しくは王論文三) 権利については、当事者が日本人であっても律令は「旧慣による」とした (詳しくは王論文二 一)。後半 (一九 日本統治の時代にはこの点については、前半と後半で扱いが異なった。前半 (一九二二年一二月三一日まで) 台湾人にのみ及ぶ民商事事項については、律令で「旧慣による」或いは「慣習による」と定めた。 台湾においても日本の民商法典が適用された。 (=) 但し台湾人のみに及ぶ親族 ・相続と祭祀 また土地の

ると、この慣習法の適用はなくなる (詳しくは王論文四 なった。司法機関によって実際に慣習法と認められた例としては、祭祀公業に関わる派下権、 派下権は男系子孫を以って限りとす」があるのみである。但し前掲二〇〇七年公布の「祭祀公業條例」 戦後の国民党政権の中華民国法制下では、民事慣習法は法律の明文規定がない時に初めて、 <u>(-)</u> つまり「祭祀公業の 「補充的な法源」 が施行され

せるものである。 れるものである。 第三の類型は、 これは私的自治原則の下、強行法規に反しない部分で、事実上の社会の慣習に規範作用を発揮さ 「慣習法」のような人々による「法的確信」は具えてはいないが、「事実たる慣習」 として認めら

分する慣習を認めたと考えられる例が見られる。一九六〇年代・七〇年代の法院の動きを見ると、 は補充する基準としたのである。 この類型は戦後の台湾において用いられた。事実たる慣習によって当事者の法律行為或いは意思表示を解釈或い 一九五一年に最高法院が、祭祀公業の管理人が祭祀公業を代表して公業財産を処 一般的に使われ

論文四 (-)。

見做している。 ていた最高限度額の抵当権の効力を認めており、 別に慣習あるは、 事実たる慣習が法律行為を解釈するために基づくところとなったのである。 慣習に依る/従う」と定めるものもあるが、これに基づくものは極少数であった (詳しくは王 台湾社会でかなり盛んであった合會については一種の契約関係 財産法の任意規定で

レー・ポリネシア系の先住民族が住んでおり、その中の各々の部族がまた固有の慣習をもっていることである。 いて、実質的に社会の慣習が承認されていると言えるものがある (詳しくは王論文五 ところでさらに複雑であるのは、台湾では人口の大多数を占める漢民族と並んで、現在原住民と呼ばれているマ この他例えば童養媳の慣習のように、司法院大法官会議の解釈を見ると、慣習の名ではなく他の法律関係に

(名城

15)

65 - 1 - 2 - 483

である (詳しくは王論文二 二)。 的な規範として働いた。原住民族の慣習は個別事件において理蕃警察が判断をなす際の一つの参考基準となったの により処理された。その反面民刑事事項、 高山族原住民族については日本の統治時期は近代法の適用の外に置かれ、民商事事項は理蕃警察の行政裁量権力 訴訟法事項、行政法事項のいずれにおいても社会の慣習が一定程度実質

の点にも王泰升氏は注意を払い、以下のように述べている。

ない。 られるわけではなかった。その原因として、そもそも原住民族の慣習が知られていなかったことが考えられる (詳 しくは王論文四 戦後の国民党政権の下では、 民法典からすれば慣習法或いは事実たる慣習が認められる余地はあるのだが、 原住民族の民事事項について慣習法の適用は定めず、 まして「慣習立法」 司法実践上そのような例が見 は存在し

た その後民主化の進む中、二〇〇三年の「ツオウ族頭目の蜂蜜強奪事件」を契機に、 また国家法上原住民族の法伝統を認める例も現われた。 例えば二〇〇一年一月一日施行の 原住民族の慣習調査が始まっ 「原住民身分法」 Ιţ

法上の規定に優先したのである 原住民が生んだ子女が称する姓は中華民国民法の関連規定の制限を受けないと定め、

原住民族の法伝統が国家の民

ずる原住民族社会の慣習については、受動的な刑法上の違法性の排除のために重要になるにすぎない。 て、タイヤル族が倒木を持ち去った行為を正当なものと認めて、原住民を無罪とした(以上、詳しくは王論文五 〇九年・二〇一〇年の「スマグス倒木事件」の判決では、「原住民族基本法」、「森林法」、政府の慣習調査に基づい 立法などなおさらである。そのため近代法上の権利制度等を含むしくみの保障を得ることは難しく、 族の法伝統を誘因として、 れているとは言えない。これは国家機関が原住民族の文化を理解・尊重していないことに起因する。 この他二〇〇五年公布・施行の「原住民族基本法」等原住民関連の法が定められるが、必ずしも積極的に執行さ 慣習法と認められることや、事実たる慣習と認められることは極めて稀で、まして慣習 法伝統から生 そこで原住民 例えば二〇

の最新立法にやみくもに追従することに抗する意味ももつが、ただあくまで社会の必要に基づいてなされることで ついても同様な扱いがなされていなければならない。それは固有法に固執するとの意味ではなく、また一方で外国 を用いることで台湾の慣習を現行の法体制に取り込もうとする。そしてその場合漢族と原住民族のいずれの慣習に 以上のように台湾における近代法制の構築を慣習という点から歴史的に辿ったうえで王泰升氏は、 前掲の三類型

人の家族の旧慣 慣習と法の問題ということになる。このように王論文からは、現在の台湾の抱える課題の難しさを感じさせられる。 さて、以上王論文の一部を紹介したが、次に曾文亮報告についてである。曾文亮氏の報告原稿「日本統治期台湾 これはもし台湾が多元的な社会の承認に踏み込むのであるなら、法制度を整えるうえで、避けることのできない 宗法の家から多重構造的戸主の家へ 」(『名城法学』六四 四、二〇一五年) に基づいて見てゆ

65 - 1・2 - 482 (名城

七

で台湾の人々の家族慣習は、日本の明治の家族法の影響を受けていったのである。

とされた点を挙げる。それにより台湾の人々と統治する日本側との理解の違いを示している。このような状況の下 るとの見方をとり、これはまた総督府法院の見方でもあったのだが、そのため家産分割は家父長個人の財産の相続

(名城

<_

過房、螟蛉を日本側はいずれも養子と捉えてしまった点や、「家産」を日本の旧慣調査会は家父長個人の所有であ いうのである。 と台湾の家族は中国の宗族の法の影響下にあったものが、日本の明治の家族法の影響を受けての変容が見られたと 曾文亮氏は日本統治の時代に台湾人の家族の旧慣は、一種の多重構造をもつようになったとする。 曾文亮氏は例えば宗法原理に基づくため同宗昭穆相当が強調される立嗣と、台湾の民間に見られる つまりもとも '15) 65 - 1 - 2 - 481

二、一七四 その点について曾文亮報告によれば、日本統治時期には台湾の慣習が日本のもたらす法制度の中で変容を迫られた 治法院文書の分析を中心に 」が近時公表された (『法学論叢』 | 七二 | 一、| 七二 | 三、| 七三 | 五、| 七四 ということになる。この側面に関しては、より具体的な例を挙げる陳宛妤「植民地台湾における担保法と社会 会の必要に応じ、 王泰升氏は西欧近代型の法制度を前提としながらも、対等な相互承認と互譲に支えられた多元性の観点から、 四に()~ 🗇・完として掲載、二〇一二年~二〇一四年) ので、これも参照する 如何に台湾の慣習を取り込むのかを課題とする。その前提として台湾社会の実態に目を向けると、 社

ある。 陳論文で示されることの一つに、台湾で従来見られた「典」の慣習が日本統治の時代に一定の変容をみたことが

とで不動産を取り戻すことができる (回贖)。 価額は不動産を売り渡す場合に比べ五割~八割程度となる。 典とは不動産を期限を決めて金銭と引き替えに相手 (典主) に渡し、期限に達するまで典主はこの不動産を占有 自由に使用、 収益できるというものである。 期限がくると元の不動産所有者 (原主、 出典者) は金銭を返すこ 期限が

八

圧倒的に多くなると言うのである。

陳宛好氏はこの変化を捉え、

「典権」

の権利性質が従来の典の慣習から、

来ても原主が回贖しない限り、典主の側から金銭の返還請求はできない。

には大きく伸びた胎権の登記件数・筆数が典権のそれを上回った (陳論文二、 六年の段階で登記では典権が数で胎権を上回っていたが、一九○七年から典権の登記筆数の激減が始まり、この年 で台湾土地登記規則が制定され、典権は登記しなければ効力を発生しないとされた (陳論文□、八〇頁)。一九〇 てゆく過程が示されている (陳論文二)。この過程で典は典権と位置付けられたようである。一九〇五年には律令 日本が典のような台湾の慣習を西欧近代法の概念の下で説明しようと苦慮しつつ、土地制 八五頁)。 度を整え

文二、七一頁)。 の権利を取得するものではないが、実際上債権の担保となり抵当の如き効力を生ずるものと説明されている(陳論 権者が不動産や不動産権に関する証書を占有することを認める法律関係にすぎず、 胎も台湾に見られた慣習であり、『台湾旧慣制度一斑』(一九〇一年) では、胎は債務の弁済がなされるまで、 直接的に物や権利に対して何等

判断されている (陳論文(二、七七頁)。 挙げる日本勧業銀行の調査によれば、 先述の一九〇五年の台湾土地登記規則では、 胎に比べ典は目的物の占有が必要となることから、担保権に適当ではないと 胎権も登記しなければ効力を生じないとされていた。 また陳 除論文の

書」においては、 のみという「典」の慣習と一致する契約内容をもつことがほとんどであるが、 定登記が減少していく中で一つの変化が起きたとする。つまり台湾土地登記規則施行以前の 一〇年頃からの証書は、弁済期限が過ぎた場合、 さて陳論文によれば、台湾土地登記規則の施行 (一九〇五年七月) の後に、 借主が弁済しない場合、貸主は積極的に弁済請求はできず、 借主は強制執行を受けても異議は唱えないとの内容を含むもの 台湾土地登記規則の施行以後の一九 不動産の占有をそのまま継続できる 胎権設定登記が大幅に増え、 「典権設定金銭貸借証 典権設

(陳論文)、一五七頁)。

産質権に近い「権利」へ転化したとする (陳論文5)、一五三 一五四頁)。

 $\overline{0}$

る。そのため典権という法律上の権利は存在しないこととなり、これ以降は典権設定公正証書も存在しないと言う ところで一九二二年一月一日の法三号の施行により、一九二三年から台湾は日本民法が直接適用される時代に入

があるとしたと言う。この点を陳宛好氏は、 たとし、そのため典を受けた側である承典者が「支払命令」を申請して、典価金を請求するということが増えたと 方法院の判決は、登記しなかった典権設定契約であっても、典価金の返済期間が経過するなら出典者は返済の義務 台湾の慣習では回贖の申し込みがあった段階で典主は典価金の請求権を行使し得るとしたが、 この他陳宛妤氏は訴訟の面からも典の慣習の変容が見られるとしている。一九一一年の台中地方法院の判決は 典価金が典権設定の対価というものから、金銭貸借の債務へと変化 一九一六年の台北地

それは日本がもたらした西欧近代型法制度との関係で生じたものと言える。この点は王泰升氏ももちろん承知して の慣習である のが王泰升氏の観点である。その観点の下で王泰升氏が強い関心を示すのが、長期に亙り等閑視されていた原住民 いる。そのうえで現代の台湾社会において人々が必要としている法制度を考える時に、慣習が生かせない 以上、曾文亮報告、陳宛妤論文から、台湾では日本の統治時代に従来の慣習に一定の変容が見られたと考えられ、 かという

指摘している (陳論文50、一五九頁)。

さて原住民の慣習という問題となると、「慣習と『近代』」研究会第三部の黄源盛報告が興味深い。

名城法学』六五 次に黄報告について、 三に掲載予定)。 報告原稿「近代国家法と台湾原住民の旧慣」に基づき見てゆく(黄源盛氏の報告原稿は

日本統治時代について言えば、 制定法は高山族原住民には適用されず、 個々の事件への対応は 「理蕃警察」 がな

の制約があるため、慣習はほとんど問題にならなかった。黄源盛氏はこのように述べたうえで、台湾では一九九〇 法理に依る」とするが、原住民の慣習法が援用されることは極稀であった。また刑事裁判においては罪刑法定主義 国の六法が原住民にも適用される。 その際の判断において原住民の固有規範が「旧慣」として選択肢の一つとなった。国民党政権下では、 中華民国民法第一条は「法律に規定なきときは、慣習に依り、 慣習なきときは、 中華民

のような意味をもったかを分析する。四つの事件とは以下である。 のである。黃源盛氏は社会で注目され、広範な議論の起きた四つの事件に対する法院の判定を取り上げ、慣習がど そして黃源盛氏は台湾ではここ十年、原住民の慣習に関連する刑事事件がしばしば発生していることに注目する

年代の政治的・経済的・社会的事情の変化の中で国家法が原住民の文化を尊重し始めたとする。

①台東パイワン族伯祖父男児 「alili」 触り事件

器を触る行為も年下への愛しさを表現するパイワン族の習俗と判断し、親告罪とする「セクシャルハラスメント防 父) に「alili (生殖器)」を繰り返し触られた。この伯祖父は刑法第二二四条の一で定める加重強制猥褻罪で起訴 たのである 法院花蓮分院は検察側の主張を認めなかった。 止法」で処理した。男児の拒否を無視し、強制的に猥褻行為を行なったと考える検察側は控訴するが、二審の高等 された。台東地方法院では伯祖父の行為は猥褻の犯意または自己の性欲を満足させるものに当たらず、男児の生殖 二〇一一年の六月の事件である。台東県のパイワン族の六歳の男児が自宅前の広場の椅子の上で、 花蓮分院も年下の者の生殖器を触る行為は、パイワン族の習俗とし 伯祖父(大伯

(二新竹県スマングス地方タイヤル族の倒木窃取事件

林務局が除去作業を行なったが、 二〇〇五年九月の事件である。 根と枝の一部はすぐには除去できず、赤い塗料を噴き付け焼き印を押して現場を 新竹県スマングス地方の連絡道路に台風でケヤキの巨木が倒れ、 道路を遮いだ。

た。

搬途中にパトロール中の警官に発見され、 に基づいて部落の共有の財物であると決定し、 立ち去った後、 タイヤル族がそれを持ち帰ろうとした。 結局森林法第五二条で定める森林主・副産物窃取罪違反として起訴され 彫刻や景観造営という公益の用に供しようと考えていた。 彼らは部落の会議で、 伝統的な生活領域にあるもの しかし運 は慣例

を受けて行なわれた高等法院の差し戻し審では三人の原住民は無罪となった。 的領域内で伝統的な習俗に従って行なった行為は非原住民の行為と同視することはできないとしたのである。 基本法に基づき、 的領域内での伝統的習俗に従う行為については、合理的範囲であれば尊重するとの立場に立った。 とはできないとも示された。 事はできるが、その場合は法に基づく手続が必要となるため、それもなされていないことから違法性を阻却するこ 材木を窃取する犯意があるということが理由となった。 「審では有罪判決がでる。三人の原住民は噴き付けられた赤い塗料の意味を知っていたのだから、 政府は原住民の伝統的習俗・文化及び価値観などを尊重せねばならないとし、原住民がその伝統 しかし上告審で最高法院は多元主義の観点と文化的相対の角度から、 また原住民は 「森林法」に基づき一定の非営利的行為に従 検察側は上告を取りやめ、 そして原住 原住民族の伝統 無罪が確 玉 民族 有 の

() 屏東県牡丹郷タイヤル族の自己製造猟銃所持事件

定する

や手製の銛を所持することが問題となったのである。 傷力のある散弾を持つこと、 るようなことはしていなかったのだが、 る猟銃二丁と銛一本を自己製造した。その手製の猟銃と銛で家族のために月に一、二度狩りをし、 二〇〇八年六月にタイヤル族原住民の漁民が無許可で殺傷力のある散弾を三個入手して所持し、 無許可で殺傷力のある銃を製造すること、無許可で銛を製造すること、 起訴されてしまった。 一審では、 「槍砲彈藥刀械管制條例」との関係で、 無許可の殺傷力ある銃製造、 無許可の銛製造、 他人に獲物を売 また殺傷 また手製猟 無許可で殺 力 の

次に黃源盛氏は以上の四つの事件に関する裁判所の判断を検討する。

製の猟銃 の裁判は複雑な過程を迹った。 力ある銃を製造した行為は差し戻し審で有罪となる。 や銛の所持は無罪となるが、 無許可の散弾所持は有罪となる。 しかしさらに最高法院による終審判決へと向かい、 その後、 二審、 上告審を経、 無許可で殺傷 この事件

に基づき野生動物を非営利目的で捕獲できると定めることが挙げられた。 文化と価値観の尊重と合法的権益の保障、さらに原住民が伝統文化・祭儀または自己のために、 民国憲法の増修条文で、国家が多元的文化を認め、原住民族の言語と文化の発展を積極的に擁護することを定める 最終的に最高法院は終審判決で、無許可で殺傷力のある銃器を製造することは無罪とした。 また「原住民族基本法」で原住民族の文化の保存と維持、そして法律制定に際しての原住民族の伝統習俗 この根拠には、 原住民族地区で法 中華

普通奪取罪であるから、各々懲役六月執行猶予二年とするものであった。蜂蜜が頭目父子の所有する土地から採取 帰宅時に交番に届け出をすればよいと考えていたところ、帰宅途中に逆に警察に奪取罪で捕えられた。この時頭目 プの中に蜂蜜一缶を見つけ、ツォウ族の土地で採取したものではないかと疑い、交番に行くよう求めた。 この人物 されたものではなく、また頭目父子の土地では蜜蜂を飼っていないことから、 は息子と行動を共にしており、 ウ族の土地で採取した蜂蜜はツォウ族の所有物であると考えたためである。頭目は葬儀に向かう途中であったので、 が交番に行くことを拒んだところ、頭目はこの蜂蜜缶を勝手に持ち去った。頭目はツォウ族の通例によれば、 い取ったと考えられたのである。 二〇〇三年二月の事件である。 頭目父子は刑法で定める普通奪取罪で起訴された。 阿里山のツォウ族の頭目が、自己が賃借する土地の道端で漢民族が運転するジー 被告人は控訴したが、 棄却された。 頭目父子は不法所有の意図で蜂蜜を 法院の判決は頭目父子の行為は

つ文化的認識をできる限り刑法学の教義の枠組みに入れて考えなければならないとしている 黃源盛氏は国家法に原住民族部落の文化が抵触した場合に、 原住民の特殊な文化規範と伝統的慣習、 原住 民のも

四

するのである。 満足させるに足りるものかどうかによって決定すべきだとし、被告人には猥褻の犯意はなかったとする点に注目す そして黄源盛氏は第一の事件については、 この点に刑法の構成要件要素の解釈において「傾向犯」の実質的含意を説明しているとみて、 外的行為だけではなく、行為者の内心の主観的傾向を強く表わして初めて犯罪が成立するという傾 判決が猥褻罪を構成するには、その行為が性欲を興奪させるか或い 説得力があると İ

向犯概念の使用で、この判断が刑法学の教義の枠内にあることがはっきりするということであろう。

している。 の体系を変えることなく刑罰を免れさせ、 いと指摘する。 ことに対し、これは抽象的な価値概念を判断基準とするため論述が濫用の危険に繋がりやすく、 第二の事件について黄源盛氏は、 ただ黄源盛氏自身は「可罰的違法性理論」を適用することを正面から論ずることを考えているようであ しかしながら、この判決自体は、 本件判決が被告人三人の行為に社会倫理的非難性がないことを判断基準とする また法院の判決を人々の生活感情に近づけていることから支持できると 厳格に刑罰を科すにはあまりに軽微な違法行為について、 主観に陥りかねな 犯罪論

の錯誤」が主張できるかどうかという点で捉えたようである を保護する観点に基づくものとして、この判決に賛同する。 あることに着眼し、 第三の事件について黄源盛氏は、最高法院が自己製造猟銃は原住民の生活にかかわり、 「非犯罪化」 の範囲をより緩やかに認定する立場に立っているとし、 但し黄源盛氏自身は有責性の阻却として「違法性認識 これは原住民の狩猟文化 しかもその生活に必要で

ಶ್

規範に対して不知または認識の錯誤という情状は存在しないとして有罪としたことに疑問を呈する。 第四の事件について黄源盛氏は、 判決が頭目父子は奪取行為は処罰されることを認識しているので、 黄源盛氏はツォ 刑法の禁止

城 '15) 65 - 1•2 - 475

讃しているのではない。伝統をどう生かせるかに頭を悩ませているということである。

子は無罪との結論は導けるとする。 ウ族の財産を盗んだ相手から蜂蜜を奪い返すのだと父子が誤認しているのだから、 住民文化の特殊性や社会組織及び伝統慣習等を特に重視すべきと考えるなら、今回の判決は不十分と見たようであ | 黄源盛氏は「誤想の自救行為」があると認めることで、現行刑法の下で頭目父子が刑事責任を負わないとの結 黃源盛氏は憲法僧修条文で原住民文化を擁護する明文規定があることから、 奪取の故意はないとして頭目父

論を導きうると考えている。

場合の「犯罪不成立」を処理するための適切な理論や概念を発展させるべきだと言う。 黄源盛氏は慣習を犯罪事実 為に対して「文化的弁護」や「文化的抗弁」で処理はできないとし、あくまで刑法学の議論を通して文化的衝突の 元的な社会として生きようとする台湾の司法界の姿が読み取れ、一層注意を引かれることになる。 の認定や法解釈における補足資料と捉えるのである。しかしこの実践は簡単とは思われない。 に理論的に結びつけるかのと視点で四つの事件に対する法院の判決を検討した。 以上黃源盛氏は原住民の慣習を「犯罪不成立」 の構成要件阻却事由、違法性阻却事由、 黄源盛氏は決して原住民の犯罪行 責任阻却事由にどのよう その分そこからは多

むかとの問題意識が登場しているということであろう。もちろん台湾の法制史学者は伝統はすばらしいと単純に賞 漢民族に大きく分かれ、漢民族はさらに閩南系、客家、福佬人に分けられるという特徴をもつ。 歴史的な法制度の探究が重視されていると言える。その中で西欧近代型法制度に伝統的な台湾の慣習をどう組み込 観点が強調され、そうすることで社会の調和を保つ必要が生じ法制度もその問題に無縁ではいられず、その意味で 以降の民主化が促進され現代に至る時期というように、度重なる社会の変動を経る。 以上四つの文献から、台湾社会の特殊性が慣習を通じて浮かび上がる点がとりわけ興味深い。 原住民社会 オランダ・スペインの支配 鄭氏支配 清朝支配 日本統治 そのうえ民族的にも原住民と 国民党政権 そのため多元的

四年) である。そこで上地氏の論文に基づいて以下述べる とめられている。 さて台湾についての研究報告の紹介に多くのページを割いたが、 上地一郎「共同性の創発 土地整理事業以後の沖縄の村落共同体 」(『高岡法学』三二、二〇一 沖縄の慣習については上地氏の報告が論文にま

一六

達する山林とされ、琉球王国では山奉行所の監督下に置かれ、間切・島・村が管理するが、農民には「入会的」 検討しているが、その中の一つ土地問題と関わる杣山 (ソマヤマ) の問題を挙げてみる。 定と地租の徴収のための地価を決定することを目的とする、 九九 (明治三二) 年三月一〇日公布の「沖縄県土地整理法」に基づいて、地割制を廃止し、土地の私的所有権の認 村落構成員に対して割替えと配分をなすというものである。 言えば、旧慣土地制度の根幹をなしたのは「地割制度」であった。つまり耕地の大部分を村落が管理し、 六)年のこの事業の完成により旧慣土地制度は解体された (上地論文一 八頁)。 上地氏は「琉球処分」から「沖縄県土地整理事業」の完成までの沖縄の近代化の過程における村落社会の変化を 一八七九 (明治一二) 年の「琉球処分」の後、 沖縄県政の基本方針は 沖縄県土地整理事業が進められる。 「琉球処分」後もこの形が残るが、 「旧慣存置政策」 杣山とは、 であった。 一九〇三 (明治三 しかしこの後一八 本来官木を調 土地につい 定期的 て

利用が認められていたとのことである。「琉球処分」の後、沖縄では各地の山林で樹木の濫伐が生じ、急速に山

事件を契機とした幕藩体制への包摂以降) の王府の政治権力がもたらしたものであり、その管理制度が村落レベル が荒廃したと言う。この点について上地氏は、村落における杣山の管理制度は、近世琉球 (一六〇九年の薩摩侵

村落では新たな山林管理制度の構築が促されたと言う。払下げ金を負担して杣山を取り戻した後に、

また土地整理事業にともない杣山が官有とされたうえで払下げられたこと(杣山処分)を経たことで、

ている。ところが明治一〇年代以降、「土族授産」の必要や、「食糧問題の解決」・「殖産興業」 でほとんど根付いていなかったため、旧王府による管理がなくなると山林の取り締まりが緩み、

のスロー ガンの下で

村落が山林の

荒廃が進んだとし

の杣山開墾、

(名城 '15) 65 - 1・2 - 473

である (上地論文、八 一三頁)。 造植林や禁伐林の設定保護や盗伐取り締まりの強化という山林の保護と利用の体系化を図るようになったと言うの

入会のような管理制度を作る村落もでてきたとしている (上地論文、 用とは異なっている面が見られるとも言えるのである。しかしそれが土地整理事業後の杣山払下げにより、日本の 管理についてみれば、村落内部では個人を基準に人頭割りで利用されたと言え、家を基調とする日本の入会山の 木を伐ることができる地域があったり、樹木の伐採後は自然に任せるという状況が見られた。そして杣山の利用と 同じと捉えられない点を指摘する。本来官木を調達する山林が杣山であったが、元来山林についてはかなり自由に 上地氏の論文では先述の如く杣山について「入会的」との表現をしていたように、杣山は日本の入会と必ずしも 八 一三頁)。

但し上地氏は沖縄の入会の実態や、明治以降設立された「共同店」という村落の経済組織との関連についての分

析は今後の課題として稿を終えている。

さて、さらにもう一つの報告が香港についてである。

対する人々の捉え方が浮かんでくる に基づくところの両者の関連性が示されていた。そこからはおよそ西欧近代法にいう所有権概念とは異なる土 松原報告では、典と売、その各々に関連する諸慣行、そこに見られる人々の意識、 そして典と売各々の位置付け

行からも同様な捉え方が読み取れることを挙げた。このように見てくると香港における人々の土地に対する意識 てこの土地に対する捉え方は戦前の台湾においても類似のものであったことが認められ、また伝統中国での土地慣 間ではものを生み出す存在である土地からの収穫物を分配しあうことが意識の中心となっていた点を挙げた。 ついても、 前稿」で、西欧近代法概念導入以前の日本においては、土地には重畳的に関与する人々が存在し、その人々の やはり西欧近代法概念が導入される以前の日本、台湾、中国大陸との類似性が予想されるため、 そ

ことである

興味深く感じられたのである。

三結び

近代法概念の導入との関係で常に問題となった慣習が、今日は多元的価値の承認との関係で注目されているという む道を選ぼうとするなら、社会の調和の維持のために必然的に引き受けざるを得ない結果とも言える。これまでは 視されていることがわかる。これは歴史的経緯や民族的な特殊性を抱える台湾が多元的な価値を認める社会へと進 研究会における一連の報告につき筆者の研究との関係で台湾に絞って言うと、台湾では特に近年慣習がかなり重

コモンズ論との関係で取り上げられている ところで慣習が今なお注目されるという点から言えば前稿で挙げたように、日本においても近年「入会」

の中でも入会とコモンズ論の関係が挙げられている。 連シンポジウムの「コモンズ論の射程拡大と法社会学の課題」も掲載されており、その企画趣旨説明 (高村学人) 編集委員会企画が「コモンズと法」であることを示しており、本企画の企画趣旨説明 ンズとして日本の「入会」が挙げられている。また本年報には二〇一〇年五月の法社会学学会での学術大会企画関 例えば日本法社会学会編『法社会学』七三 (二〇一〇年) の表題は「コモンズと法」であるが、これは本年報の (樫木秀木) の中でも、

藤雅信 極最近のものでは加藤雅信氏の論稿が、コモンズ論に基づいて「入会」に関して大変興味深い説明をしている。 日本における近年の慣習に関わる研究という意味から、この点に関して筆者の知りうる範囲で補足しておくと、 「所有権法の歴史と理論 所有権発生の社会構造 」(日本法社会学会編『法社会学』八〇、二〇一四年) 加

八

た山本顯治氏による説明が明解でわかりやすいので、もう一度ここで、より詳しく挙げておく 但しこの論稿を見るに先立ってコモンズ論の理解も必要となるのであり、この点につい ては前稿でも挙げ

言う財産権の正当化を巡る「厚生対権利」の問題を意識することになる。 このようにコモンズ論から、従来とは異なる財産権の正当化の視点が示されるのである。前稿でも挙げた山本氏の る「自己所有権の延長」というなんらかの道徳的権利を基礎とする正当化とは異なるという点も指摘されている。 ような財産権という権利の正当化は、既存の法体系からのリーガリスティックな演繹的衡量や、ロックに代表され レベルでの効率的利用を達成するための、その一つの手段として財産権が正当化されているというのである。この 避することが可能となる点にも注目している。共有地を社会全体からみて適正な程度で利用するという、財の社会 るといえる。 起こす。財の枯渇にまで到りうる財が過剰利用されている状態は、社会レベルでの財の効率的利用が阻害されてい 理性に任せておくと、過剰に浪費されてしまうことになることであると言う。この事態はついには財の枯渇を引き 山本論文によると、「共有地 (コモンズ) の悲劇」が示すのは、共有されている財はその使用を人々の個人的合 山本氏は排他的な私有財産権を設けることで「共有地の悲劇」、つまり財の枯渇に到りうる状況を回

ること等の様々な理由から、当該薬品の開発がなされない結果となることが挙げられている。この場合新しい医薬 の効率的利用を導くために、今度は私有財産権が制約を受けることが正当化されるという。つまり財産権は社会的 品が開発されないということが、社会的非効率が生じたことになる。そこで社会的非効率を避けるため、 けるための取引費用が余りに高いことや、また各々の権利者の利害関心の相違から全員の同意取り付けが困難であ 言う。例としては、 チコモンズの悲劇」とは、私有財産権を強調しすぎるなら、今度は逆に「財の過少利用」が生じてしまうことだと ところで前稿では「アンチコモンズの悲劇」についても触れたので、この点も山本論文により見てみる。 新薬を開発しようとしても複数の特許権が関わってくる時、すべての特許権者の同意を取り付 つまり 「アン

な財の効率的利用を導くために正当化されるとともに、 制約も受けるということになるのである。

 $\frac{-}{\circ}$

以上の点を確認したうえで加藤氏の論稿を見てみる。

う権利の正当化の根拠を、 大利用による疲弊を防止する権利システムであるとしている (加藤論文六三 会「権」は、 |藤氏も「コモンズの悲劇」から、 構成員に対する利用規制と、構成員以外の者に対する利用排除をもたらすので、この二つによって過 自然状態での再生産のリサイクルを保つという点、 入会地が過大利用により疲弊するとされた点を挙げている。 つまり山本論文で見たような、 六四頁)。加藤氏も入会「権」 そしてさらに入 とり 財の

またこの他、加藤論文による「入会地」についての説明も興味深い、社会レベルでの効率的利用の達成に求めている。

である。このような土地では、 資本投下は意味をもたないが、 されると言う。そしてこの二つの中間に当たる土地が入会地となるのではないかと言うのである。 下も行なわないので、そのような土地は無主の土地として遊牧地や狩猟採集地となるか、或いは荒れ地として放置 なるとする。逆に何を行なってもその土地からの有価物の取得が期待できないなら、人々は資本投下もまた労務投 まず農地である。 加藤氏は、農業的な資本投下をすれば収穫が期待できる土地は農地となり、 過大採集により翌年からの採集に支障をきたすことがないように、 その土地から自生してくる飼料用草木や薪炭用雑木の採集が一定量期待できる土地 私的所有の対象と 外部者を排除し つまり農業的な

ものと説明されている。 に応じ続けるなら本来の土地が侵食され、果てには消滅する可能性があるため、その防止のために必然的に生じる さらに入会における離村者失権の原則とは、 もし離村者にそのままその権利を有することを認め、 その権利請求 下がなされるのではないかと加藤氏は説明するのである。内部者を統制するという入会的規則が働くのではないか、

また入会的規則をするための管理という最小限の労務投

(名城 '15) 65 - 1・2 - 469

所有権発生の起源を求めている。ここでも先述の山本氏が財の社会レベルでの効率的利用を達成するための一つの ために、労務投下等をなした者に労務等の資本投下の対象物に所有権を認めるという形をとるようになったことに、 置いたが、生産の増大に伴い階層が分化すると、生産力の増強という面から所有権が捉えられるようになったとす だろうか。極々簡単にその述べるところを見てみると、加藤氏は、人類社会の初期段階では所有権は占有に基礎を このような「入会」観を述べる加藤氏であるが、では当該論稿で所有権概念の発生についてはどう述べているの また定着農耕社会、遊牧社会、狩猟採集社会、工業社会いずれにおいても、その社会での生産量を極大化する

に注目するという、この一点においては日本も台湾も共通であることを指摘して、この小稿を終えたいと思う。 の承認との関係で「慣習」が取り上げられている台湾とは、その論ずる内容はかなり異なるのではあるが、「慣習」 新たな意味付けをもたらす、社会レベルの効率性という視点との関連で登場している。近代法制度の下での多元性 関係で、入会のような「慣習」が取り上げられている。この場合「慣習」は、近代法の下の「権利」の位置付けに 以上極僅かの例を挙げただけではあるが、このように日本においても「コモンズ論」という新たな研究動向との 手段として財産権が正当化されるとしたものと同様の視点が見られるのである。

3

二〇二三年)

(4) 入会については、加藤論文の特に第二章の「生産財所有権の誕生」に詳しい。

六、二〇〇六年) 第二章「コモンズの悲劇」と「アンチコモンズの悲劇」

山本顯治「現代不法行為法学における『厚生』対『権利』

注

1 次の論文から祭祀公業についての関連法令の沿革や「祭祀公業條例」の内容を知ることができる。

Ξ

謝杞森・松田恵美子訳「共有者が多数決で共有地を処分することの合理性」台湾の土地法及び祭祀公業條例の規定を中

心に 」(『名城法学』六二 四、二〇一三年)

(2) なお沖縄の土地整理事業の過程についてより詳しく述べるものとして次がある。またそこでは、

メリカの軍用地となることから生ずる沖縄特有の問題の存在も指摘されている。

上地一郎「旧慣諸制度の解体と日本への制度的統合」明治三二年沖縄県土地整理事業の再定位」 (『高岡法学』三一、

」(『民商法雑誌』||三三

不法行為法の目的論のために

'15)

杣山については戦後ア

65 - 1 - 2 - 467 (名城